第十五条の二第九項	第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項
	前条第一項、第二項又は第四項	第十五条の六第一項又は同条第三項において準用する前条第四項
第十五条の二第九項第一号	第十五条の三第一項第一号	第十五条の六の三第二項において準用する第十五条の三第一項第一号
第十五条の二第九項第二号	次項の規定による又は同項の規定による	徴税吏員の又は
第十五条の二の二第二項	前条第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項

（申請による換価の猶予の効果等）

第十五条の六の三　地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2　第十五条の二の三第三項及び第四項並びに第十五条の三第一項及び第三項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二の三第三項	第一項の規定にかかわらず、その	その
第十五条の二の三第四項	第一項の規定にかかわらず、当該	当該
第十五条の三第一項第二号	第十五条第三項	第十五条の六第三項において読み替えて準用する第十五条第三項

第十五条の七第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第五項中「その他」を「、その他」に改める。

第十五条の九第一項中「第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下本項において「災害等による徴収の猶予」という。）」を「災害等による徴収の猶予」に、「第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下本項において「事業の廃止等による徴収の猶予」という。）を「事業の廃止等による徴収の猶予（徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。）」に、「第十五条の五第一項の規定による換価の猶予」を「職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予」に、「若しくは換価の猶予」を「若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予」に改め、同項ただし書中「、第十五条の六第一項」を「第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第十五条の規定による」を削り、「又は第十五条の五第一項の規定による換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に、「一に」を「いずれかに」に、「納付し」を「納付し、」に、「やんだ」を「なくなつた」に改め、同条第三項中「徴収の猶予をした」を「徴収を猶予した」に改める。

第十六条第一項中「第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する」を「徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする」に改め、同項ただし書中「が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある」を「、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条第三項中「第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項」を「第十五条の二の三第二項、第十五条の五の三第一項若しくは第十五条の六の三第一項」に、「差押」を「差押え」に改める。

第十六条の二第一項中「取立」を「取立て」に、「、確実」を「確実」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「第十五条の規定による」を削り、「又は第十五条の五の規定による換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に改め、同条第三項中「取立」を「取立て」に改める。

第十六条の五第一項中「第十五条又は第十五条の五の規定による」を削り、「又は差押財産の換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に、「若しくは第十五条の六第一項の規定により」を「（第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりその猶予を取り消したことによつて、」に改める。

第十八条の二第四項中「又は差押財産の換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に改める。

第二十条の五の三中「徴収の猶予」の下に「若しくは申請による換価の猶予」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に、「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二」に改め、同号ロ中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に、「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に、「、第四十二条の十二の二第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を「第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二」に改め、同項第四号の五ロ中「場合を除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十八　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二十四条第三項中「法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における道府県民税の所得割の徴収猶予）

第四十四条の二　第三百二十一条の七の十二の規定により市町村長が市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合においては、当該所得割の納税義務者に係る道府県民税の所得割の徴収についても当該市町村民税の所得割に対する当該猶予に係る市町村民税の所得割の割合と同じ割合によつて猶予されたものとする。

第五十二条第四項中「場合を除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第五十三条第五項中「九年」を「十年」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第九項中「九年」を「十年」に改め、同条第十項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「九年」を「十年」に改め、同条第十三項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十五項中「九年」を「十年」に改め、同条第十六項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改め、同条第二十四項中「もの又は」を「もの若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの又は」に改める。